

## 相談窓口

相談先	電話番号	相談先	電話番号
北海道保険医会	011-231-6281	京都府保険医協会	075-311-8888
青森県保険医協会	017-722-5483	京都府歯科保険医協会	075-431-2314
岩手県保険医協会	019-651-7341	大阪府保険医協会	06-6568-7721
宮城県保険医協会	022-265-1667	大阪府歯科保険医協会	06-6568-7731
秋田県保険医協会	018-832-1651	兵庫県保険医協会	078-393-1801
山形県保険医協会	023-642-2838	奈良県保険医協会	0742-33-2553
福島県保険医協会	024-531-1151	和歌山県保険医協会	073-436-3766
茨城県保険医協会	029-823-7930	鳥取県保険医協会	0859-24-3063
栃木県保険医協会	028-622-0083	島根県保険医協会	0852-25-6250
群馬県保険医協会	027-233-7563	岡山県保険医協会	086-277-3307
埼玉県保険医協会	048-824-7130	広島県保険医協会	082-262-5424
千葉県保険医協会	043-248-1617	山口県保険医協会	0832-31-9630
東京保険医協会	03-5339-3601	徳島県保険医協会	088-626-1221
東京歯科保険医協会	03-3205-2999	香川県保険医協会	087-851-4022
神奈川県保険医協会	045-453-2411	愛媛県保険医協会	089-975-7602
山梨県保険医協会	055-227-5434	高知保険医協会	088-832-5231
新潟県保険医会	025-241-8625	福岡県保険医協会	092-451-9025
富山県保険医協会	076-442-8000	福岡県歯科保険医協会	092-473-5646
石川県保険医協会	076-222-5373	佐賀県保険医協会	0952-29-1933
福井県保険医協会	0776-21-1660	長崎県保険医協会	095-825-3829
長野県保険医協会	026-226-0086	熊本県保険医協会	096-385-3330
岐阜県保険医協会	058-267-0711	大分県保険医協会	097-568-0066
静岡県保険医協会	054-281-6845	宮崎県保険医協会	0985-29-9516
愛知県保険医協会	052-832-1345	鹿児島県保険医協会	099-254-8662
三重県保険医協会	059-225-1071	沖縄県保険医協会	098-832-7813
滋賀県保険医協会	077-522-1152	全国保険医団体連合会	03-3375-5121



## お願い

このパンフレットを活用して、実際に負担が軽減された事例を集約しています。  
負担軽減事例を相談窓口までお知らせください。

発行



〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-5-5 新宿農協会館6F  
TEL 03-3375-5121 FAX 03-3375-1862

発行日 2007年4月20日 定価20円

知って**トク**する!

# 医療・介護・税金 の 負担軽減策



全国保険医団体連合会

# ご存じですか？ こんな制度、こんな活用法

いろいろ制度があっても、  
申請・申告しないと利用できません。



そんな 疑問に、お答えします。

## もくじ

- |    |   |    |  |
|----|---|----|--|
| 04 | 障害者控除、寡婦・寡夫控除など<br>各種の所得控除を活用して、<br>市町村民税非課税に戻そう！           | 11 | 障害認定申請<br>障害認定を受けると<br>様々なサービスが受けられます        |
| 06 | 医療費控除<br>対象は10万円以上とは限らない<br>家族の医療費も合算を                      | 12 | 70歳未満の高額療養費<br>「限度額適用認定証」の申請で<br>入院の立替払いが不要に |
| 08 | 「現役並み所得」高齢者の医療費負担<br>新たに「3割負担」になった人も、<br>収入によっては「1割負担」に戻ります | 13 | 生活保護<br>働いていたり、年金収入がある人も<br>生活保護は受けられます      |
| 09 | 低所得高齢者の医療費・食事代など<br>高齢者の医療費や入院の食事代<br>非課税世帯は軽減されます          | 14 | 国保の保険料(税)減免<br>減免を受けるには申請が必要                 |
| 10 | 介護保険の利用料・食事代<br>利用料や食費・居住費の負担<br>申請で軽減されることも！               | 15 | その他 こんな制度も忘れずに                               |
|    |   | 16 | 相談窓口   |

## 負担軽減パンフの活用にあたって

国の悪政にストップを！  
地域での医療・福祉・介護の改善を！

増税、保険料アップ、医療費や介護保険の食費・居住費の負担増、年金給付の切り下げ…どこまで庶民いじめが続くのでしょうか。泣き寝入りはゴメンです。みんなの力を合わせて、国の悪政をはねかえしましょう。

また、地域でのねばり強い運動で、子どもの医療費無料化の拡大、介護保険の保険料・利用料減免など、多くの成果を築いてきました。引き続き、地域から医療・福祉・介護改善の運動をすすめましょう！

今ある制度は、100%活用を！

負担増の嵐の中でも、「負担が軽減される制度」がいろいろあります。でも、申請が必要なために、知らないで大損です。

このパンフレットは、既存の制度を活用して、少しでも負担を軽減することを目的に発行しました。使えそうな制度があれば、このパンフレットを持って、すぐに申請窓口に出かけましょう！

## 各種の所得控除を活用して、市町村民税非課税に戻そう！

2006年度から市町村民税が課税される高齢者が大幅に増えました。これにより、医療費の窓口負担、国保料(税)、介護保険料・利用料などが上がっています。

下記のように確定申告することで、市町村民税非課税になる場合もあります。



### 「障害者」や「寡婦・寡夫」であれば市町村民税非課税になる場合も

税法上の「障害者」や「寡婦・寡夫」は、前年の所得が125万円以下(公的年金収入だけの場合は年間収入金額245万円以下)であれば、市町村民税が非課税になります。125万円を超える場合は非課税にはなりません、税金が低くなります。該当する人は、3月15日までに税務署で確定申告をしましょう。申告を忘れた人は、市区町村役場や税務署に相談してください。

### 寝たきりの人は「障害者」

税法上の「障害者」となる人は(表1)の通りです。身体障害者手帳などが交付されていなくても、常時寝たきりの人は「障害者」になります。申請や認定は必要ありません。

### 介護認定を受けている人は市町村へ申請を

市町村長が「身体障害者等に準ずる」と認めた人も「障害者」になります。介護認定を受けている人の認定基準は市町村によって異なり、介護保険の「要介護者」全員を対象にしたり、「要支援」まで対象としている市町村もあります。

基準に合うかどうかを市区町村役場(介護保険・福祉の窓口)で確かめて、「障害者控除対象者認定申請書」で申請しましょう。

表1 税法上の「障害者」となる人

1 知的障害者、 精神障害者、 身体障害者と 認定された人	2 常時寝たきりの人	3 市町村長が身体障害者等に準ずると認めた65歳以上の 人(介護認定を受けている人など)ほか
---	---------------	--

### 「寡婦・寡夫」は認定不要

税法上の「寡婦・寡夫」となる人は(表2)の通りで、証明や認定は不要です。

表2 税法上の「寡婦・寡夫」となる人

「寡婦」(女性)となる人 …以下の①または②に当てはまる人		「寡夫」(男性)となる人
1 夫と死別・生死が 明らかでない人 で、所得金額500 万円以下の人	2 夫と死別・離婚・ 生死が明らかで ない人で、子供を 扶養している人	妻と死別・離婚・生 死が明らかでない 人で、所得金額500 万円以下、子供を扶 養している人

### 扶養控除・保険料控除などの申告を忘れずに

家族を扶養している場合は「配偶者控除」や「扶養控除」、本人や家族の健康保険料・年金・介護保険料を支払った場合は「社会保険料控除」、生命保険料を払った場合は「生命保険料控除」が適用できます。源泉徴収や年末調整で対応していない場合は税務署に確定申告してください。

## 対象は10万円以上とは限らない 家族の医療費も合算を

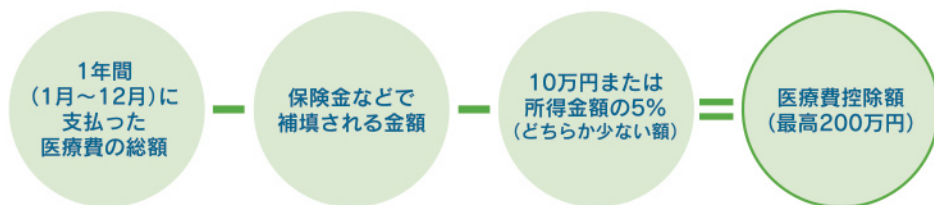
納税者が本人や家族のために支払った医療費が一定額を超える場合は、「医療費控除」として確定申告の際に所得から差し引くことができます。



### 医療費控除の内容

前年(1月1日～12月31日)に支払った医療費自己負担額の総額(世帯合算)が、「10万円」または「所得金額の5%」(どちらか少ない額)を超えた場合、最高200万円までの医療費控除が受けられます。

#### 医療費控除額の計算方法



医療費が10万円以下でも対象になることがあります。例えば、収入が、年240万円の公的年金だけの高齢者の場合、公的年金控除後の所得金額は120万円となり、その5%である6万円を超えた分が対象になります。

### 家族の医療費も合算できます

納税者本人の医療費だけでなく、同一生計の親族(扶養親族でなくてもよい)のために支払った医療費も対象になります。家族の中で一番所得の高い人が、家族の医療費を合算して控除を受ける方が、還付額が多くなります。

#### 利用方法

申告用紙、源泉徴収票、印鑑、医療費の領収書を持って、管轄の税務署で申告します。年中(土・日・祝日は除く)いつでも受け付けています。なお、5年前までさかのぼって申告できる場合があります。

表1 医療費控除の対象となるものの例

- 医療費、入院費(高額な室料差額は不可)
- 医師の診療を受けるための交通費(タクシー代はやむを得ない場合のみ)
- 介護保険の医療系居宅サービス(訪問看護・デイケアなど)、医療系サービスと併用される福祉系居宅サービス(ホームヘルプ・デイサービスなど)の利用料
- 介護保険施設の利用料・食費・居住費(特別養護老人ホームは費用の半額)
- 治療のためのはり・きゅう、あんま・マッサージ、柔道整復などの施術費
- 薬局で購入した薬代
- 療養上の世話のために家政婦などに支払う費用
- 寝たきりの人のおむつ代(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要)

表2 医療費控除の対象とならないものの例

- 健康診断費用  
(異常が見つかり、通院・入院が必要になった場合には対象になる)
- 通院のための自家用車のガソリン代
- 診断書料
- 美容整形

## 新たに「3割負担」になった人も、収入によっては「1割負担」に戻ります

市町村民税の課税所得145万円以上の高齢者に「3割」負担の受給者証が交付されました。

しかし、収入が一定以下であれば、申請により「1割」の負担に軽減されます。



### 対象者・軽減内容

高齢者（原則70歳以上）の「受給者証」の「一部負担の割合」が「3割」で、下表にあてはまる人。

軽減対象となる収入額（年収）	軽減内容
原則70歳以上が2人の世帯： 520万円未満 原則70歳以上が1人の世帯： 383万円未満	● 医療費負担の軽減 「3割」 ➡ 「1割」 ※ 医療費の負担上限額も軽減
原則70歳以上が2人の世帯： 520万円以上621万円未満 原則70歳以上が1人の世帯： 383万円以上484万円未満	● 医療費の負担上限額が軽減 入院：1カ月80,100円以上 ➡ 44,400円 通院：1カ月44,400円 ➡ 12,000円 ※ 医療費負担は「3割」のまま ※ 軽減されるのは、原則2008年7月まで

（注）年収は原則70歳以上の高齢者のみの収入で計算します。

### 申請

「基準収入額適用申請書」で下記に申請します。

老人保健医療受給者証の人（原則75歳以上）	市区町村役場（老人保健係）
高齢受給者証の人（70～74歳）	● 国民健康保険は市区町村役場 ● 社会保険・国保組合は各保険者

## 高齢者の医療費や入院の食事代 非課税世帯は軽減されます

「1割」負担の受給者証を交付された高齢者であっても、非課税世帯の人は、申請により医療費の自己負担限度額や入院の食事代等の負担が軽減されます。

以下に該当する場合は、申請しましょう。

### 対象者

高齢者（原則70歳以上）の「受給者証」の「一部負担の割合」が「1割」で、市町村民税非課税世帯の人。

### 軽減内容

入院先の病院や病状、条件によって軽減後の金額が異なります。

#### ● 一部負担上限（高額療養費・高額医療費）の軽減（1カ月）

入院 44,400円 ➡ 24,600円 か15,000円

外来 12,000円 ➡ 8,000円

#### ● 入院中の食事代の軽減（1カ月）

23,400円～41,400円 ➡ 9,000円～18,900円

#### ● 入院中の居住費（光熱水費）の軽減（1カ月）

老齢福祉年金受給者 9,600円 ➡ 0円



### 申請

「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」で下記の窓口申請します。認定後は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が発行されます。

老人保健医療受給者証の人（原則75歳以上）	市区町村役場（老人保健係）
高齢受給者証の人（70～74歳）	● 国民健康保険は市区町村役場 ● 社会保険・国保組合は各保険者

## 利用料や食費・居住費の負担 申請で軽減されることも!

介護保険制度は、世帯収入によって、申請により利用者負担(1割分)の自己負担限度額や入院時の食事代等の負担がさらに軽減されます。

以下に該当する場合は申請しましょう。



**対象者** 市町村民税が非課税世帯の人。

### 軽減内容

- 介護保険の利用料上限(高額介護サービス費)の軽減(1カ月)

37,200円 ➡ 24,600円か15,000円

※上限を超えて支払った利用料は後から払い戻されます。多くの市町村は初回のみ申請すれば、2回目以降は自動的に口座に振り込まれます。

- 入院・入所中の食事代の軽減(1カ月)

入院・入所 41,400円 ➡ 9,000円~19,500円

※病院・施設によって軽減前の金額が異なります。

- 入院・入所中の居住費(光熱水費)の軽減(1カ月)

【例】老人保健施設の従来型個室の場合

入院・入所 49,200円 ➡ 14,700円~39,300円

※病院・施設によって軽減前の金額が異なります。

### 申請

「介護保険負担限度額認定申請書」で市区町村役場(介護保険係)に申請します。認定後は「介護保険負担限度額認定証」が発行されます。

## 障害認定を受けると 様々なサービスが受けられます

身体障害者の認定を受け、身体障害者手帳の交付を受けると、行政の様々なサービスが利用できます。

### 「加齢」による身体障害も対象に

加齢に伴う身体障害であっても、認定基準に合致すれば対象となります。

例えば「100m以上の歩行不能」「片足による起立保持が全く不能」などは肢体不自由の3級に該当します。

### 複数の障害は合わせて重度認定も

複数の障害がある場合は、より重度の認定が受けられる場合もありますので、軽度の障害でもあきらめずに申請してみましょう。

### 受けられるサービス

障害等級や要件により、受けられるサービスも異なりますが、各種手当金の支給、JR・私鉄・航空機等の運賃割引、高速道路・タクシー料金の割引、所得税・市町村民税・自動車税などの軽減、NHK受信料の減免などの制度があります。

また、市町村により、医療費の無料制度または軽減制度を受けられる場合もあります。

### 認定方法

認定を受けるには身体障害の指定医の診断が必要ですので、まずは、いつも受診している主治医か市区町村役場(障害認定係)に相談してみましょう。



## 「限度額適用認定証」の申請で 入院の立替払いが不要に

医療保険(70歳未満)では、1ヵ月の医療費負担が下記の自己負担限度額を超えると、超えた金額が、申請により払い戻されますが、2007年4月以降は、入院および在宅医療の一部に限り、事前に「限度額適用認定証」の発行を受けることにより、超えた金額は病医院の窓口で払わなくてもよくなりました。

外来分や認定証がない場合は、払い戻しの申請が必要です。

### 高額療養費の自己負担限度額(70歳未満)

所得区分	自己負担限度額(1ヵ月)
上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1% (4回目以降 83,400円)
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降 44,400円)
低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円 (4回目以降 24,600円)

(注1) ( )内は、過去12ヵ月間に3回以上高額療養費が支給された場合の4回目以降の金額。

(注2) 70歳以上の自己負担限度額は別に定められています。

「限度額適用認定証」の申請は低所得者のみ必要です。(9ページ参照)

### 計算の仕方

- ① 患者1人ごとに
- ② 暦月(各月の1日~月末)ごとに
- ③ 受診した病医院ごとに
- ④ 同一病医院でも入院と外来は別々に
- ⑤ 薬局の負担金は処方せんを出した病医院と合算
- ⑥ 入院時の食事・生活療養の標準負担額は対象外
- ⑦ 差額ベッド代など保険外診療費は対象外



### 申請

「限度額適用認定証」の発行は、下記窓口に応じます。

外来分や認定証がない場合の払い戻しの申請も同じ窓口です。

国民健康保険の人	市区町村役場
社会保険・国保組合の人	各保険者

## 働いていたり、年金収入がある人も 生活保護は受けられます

「病気で働けなくなり、蓄えも底を尽き、アパートの家賃も滞納し、このままでは住む場所まで失ってしまう、頼れる親兄弟もいない…」

生活保護という制度は、こういったピンチを救う最後の砦です。憲法25条で「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されています。

生活に困り、他の制度を利用してもなんとかならない場合は、生活保護を申請しましょう。

### 生活保護とは？

国が決めた基準金額に対して収入が不足する場合、不足する部分を補うのが、生活保護のしくみです。

働いている場合や、年金収入がある人も、生活保護が受けられる場合があります。



### 生活保護の種類

生活扶助のほか、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助があります。

### 申請・相談窓口

市区町村役場の生活保護の相談窓口(保護係など)

※相談時には、収入状況や家賃などのわかる資料を持っていたほうがよいでしょう。

### 計算例 生活保護の支給額

例 愛知太郎さん(仮名) 72歳 名古屋市在住 単身の方  
アパートの家賃 35,800円

収入 老齢基礎年金(1ヵ月あたり)	30,000円
生活保護の基準額 (1ヵ月あたり)	
●生活扶助・第1類(食費・衣料費など)	32,340円
●生活扶助・第2類(光熱費など)	43,430円
●住宅扶助	35,800円
合計	111,570円
●生活保護の支給額 111,570円-30,000円=	81,570円

## 減免を受けるには申請が必要

保険料(税)を軽減する制度として、法律で定められた低所得者への軽減制度があります。法定軽減は前年度所得により、保険料(税)を自動的に7割(6割)または5割(4割)軽減する制度と、申請により2割軽減する制度があります。

申請による「2割軽減」の所得金額は(表1)のようになります。

ただし、「2割軽減」の制度が適用されない市区町村もありますので、市区町村役場(国保係)にお問い合わせください。

### 市町村により独自減免も

法定減免のほかに、各市区町村で独自の減免制度が設けられています。ただし適用される範囲は市区町村によって異なります。災害や病気、失業などの狭い範囲を対象を限定している市区町村もあれば、低所得などでも減免が受けられる市区町村もあります。減免内容を改善させる運動も大切です。

#### 申請

申請するためには、所得を申告していることが前提となります。確定申告をした上で、市区町村役場(国保係)に申請しましょう。

表1 「2割軽減」の所得金額

1人世帯: 68万円以下
2人世帯: 103万円以下
1人増えるごとに+35万円加算する



### あきらめずに申請を! 国保一部負担金の減免

国民健康保険には、医療費の「一部負担金減免制度」があります。災害・事業の休廃止・失業・生活困窮などの場合に医療費の支払いが、免除・減額・猶予されます。

市区町村によっては、実収入が生活保護基準額の130%以内が減免されることもあります。市区町村によって、減免内容が異なります。

### お産の費用 窓口での支払いを軽減

お産の費用は、医療保険から35万円の払い戻しが受けられますが、社会保険では、2006年10月から「出産育児一時金受領委任払い制度」を実施。本人に払い戻される出産育児一時金を、医療機関に直接支払うことにより、窓口での支払いが軽減されます。

国民健康保険の場合も、多くの市町村で同様の制度が実施されています。



### 意外に多い民間保険(生命保険など)の請求漏れ

生命保険などは、死亡しないと受け取れないと誤解されるケースがあります。死亡していなくても、高度障害と認定された場合は、死亡と同額の保険金が支払われることが多く、また、特約を付加していれば、入院や障害が残った場合に給付金が支払われます。

### 世帯分離(世帯変更届)の選択の余地あり

世帯単位の市町村民税が課税か非課税かによって、負担が大きく変わる制度があります。同居や、家族が入所・入院している場合でも、生計を異にしている場合、住民票の世帯を分離するという選択もあります。